■ 東京労災病院における厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項一覧

(令和7年10月1日現在)

- I 基本診療料の施設基準(厚生労働省令告示第62号)
 - 医療DX推進体制整備加算
 - 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)
 - 〇 臨床研修病院入院診療加算
 - 救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算
 - 〇 超急性期脳卒中加算
 - 診療録管理体制加算3
 - 医師事務作業補助体制加算2のイ(15:1)
 - 急性期看護補助体制加算 (25:1)(看護補助者5割以上)
 - 夜間100対1急性期看護補助体制加算
 - 夜間看護体制加算
 - 看護補助体制充実加算
 - 看護職員夜間16対1配置加算1
 - 療養環境加算
 - 重症者等療養環境特別加算
 - 緩和ケア診療加算
 - 栄養サポートチーム加算
 - 医療安全対策加算1
 - 医療安全対策地域連携加算1
 - 感染対策向上加算1
 - 〇 指導強化加算
 - 〇 重症患者初期支援充実加算
 - 患者サポート体制充実加算
 - 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
 - 呼吸ケアチーム加算
 - 後発医薬品使用体制加算1
 - バイオ後続品使用体制加算
 - 病棟薬剤業務実施加算1
 - 病棟薬剤業務実施加算2
 - データ提出加算2
 - 入退院支援加算1
 - 〇 地域連携診療計画加算
 - 〇 入院時支援加算
 - 認知症ケア加算1
 - せん妄ハイリスク患者ケア加算
 - 〇 地域医療体制確保加算
 - 特定集中治療室管理料5
 - 早期・離床リハビリテーション加算
 - 〇 早期栄養介入管理加算
 - 小児入院医療管理料5
 - 地域包括ケア病棟入院基本料2

Ⅱ 特掲診療料の施設基準(厚生労働省令告示第63号)

- 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- 〇 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料イ
- がん患者指導管理料ロ
- がん患者指導管理料ハ
- がん患者指導管理料ニ
- 外来緩和ケア管理料
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 小児運動器疾患指導管理料
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 〇 二次性骨折予防継続管理料1
- 二次性骨折予防継続管理料2
- 二次性骨折予防継続管理料3
- 院内トリアージ実施料
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算1
- 〇 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料1
- 外来腫瘍化学療法診療料の注8に規定する連携充実加算
- ニコチン依存症管理料
- 療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- 〇 開放型病院共同指導料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料1
- 在宅患者訪問看護・指導料の注2
- 在宅療養後方支援病院
- 在宅酸素療法指導管理料注2の遠隔モニタリング加算
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- 持続血糖測定器加算(間歇食う入シリンジポンプと連動する 持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連則式グルコース測定
- 遺伝学的検査の注1に規定する基準
- BRCA1/2遺伝子検査
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
- 検体検査管理加算(I)、(IV)
- 遺伝カウンセリング加算
- 〇 埋込型心電図検査
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 〇 脳波検査判断料1
- 〇 神経学的検査

- 〇 補聴器適合檢查
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 内服・点滴誘発試験
- CT透視下気管支鏡検査加算
- 画像診断管理加算1、2
- CT撮影及びMRI撮影
 - (1 イ CT64列以上のマルチスライス型の器機によるもの)
 - (1 3.0テスラ以上の器機による場合)
- 冠動脈CT撮影加算
- 心臓MRI撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算1
- 〇 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料(I)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- 運動器リハビリテーション料(I)
- 呼吸器リハビリテーション料(I)
- 摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- がん患者リハビリテーション料
- 多血小版血漿処置
- 人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
- 導入期加算1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理料
- ストーマ合併症加算
- 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- 〇 椎間板内酵素注入療法
- 緊急穿頭血種除去術
- 脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む)及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))
- 緑内障手術

(緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)

- 乳癌センチネルリンパ節生検加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用) (乳癌センチネルリンパ節生検加算1)
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検(併用) (乳癌センチネルリンパ節生検加算2)
- 気管支バルブ留置術
- 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、
 - 十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、

小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、

腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、

膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腟腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)

- 〇 経皮的冠動脈形成術
- 経皮的冠動脈ステント留置術
- 〇 経皮的中隔心筋焼却術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- 埋込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
- 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- 〇 経皮的大動脈遮断術
- ダメージコントロール術
- 腹腔鏡下肝切除術(部分切除及び外側区域切除)
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 〇 人工尿道括約筋植込•置換術
- 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術
- 胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)
- 輸血管理料Ⅱ
- 〇 自己生体組織接着剤作成術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 麻酔管理料(I)
- 髙エネルギー放射線治療
- 病理診断管理加算1
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 看護職員処遇改善評価料(58)
- 外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- 入院ベースアップ評価料(75)

Ⅲ 入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準

- 入院時食事療養費(I)
- 食堂加算(1日につき50円)

IV 保険外併用療養費に関する事項

- 医薬品の治験に係る診療
- 特別の療養環境の提供(特別室)
- 入院医療に係る病院(許可病床400床以上の地域医療支援病院)の初診・再診
- 予約に基づく診察
- 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療
- 入院期間が180日を超える入院